

免税軽油制度の延長等について

軽油引取税に係る課税免除措置については、令和6(2024)年3月31日が期限となっておりましたが、今般国会において地方税法改正法案が可決し、以下の用途を除き、3年(令和9(2027)年3月31日まで)延長されることになりました。これにより、本県における免税証等の取扱いは、次のとおりとなります。

令和6(2024)年3月31日までで廃止(縮減)となった業種

船舶の用途について、レクリエーション(業として行うものを除く)の用に供する船舶(いわゆる「プレジャーボート」)を適用対象から除外。

※ただし、令和7(2025)年3月31日までに行われる「プレジャーボート」の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取りについては課税免除となる経過措置があります。

◆ 免税証の有効期限について

● 農業

農業用免税証の有効期限は、「令和6(2024)年3月31日まで」の記載となっておりますが、**「令和6(2024)年12月31日まで」と読み替えて**、引き続き使用できます。

※ 変更手続は必要ありません。

● 農業以外の業種

農業以外の業種については、免税証の読み替えは行わず、令和6(2024)年4月以降に新たな免税証を交付します。

◆ 免税軽油使用者証の有効期限について

令和6(2024)年3月31日時点で、使用者証の交付年月日から3年に満たない免税軽油使用者については、**「使用者証の交付年月日から3年を満了する日まで有効」と読み替えて**、引き続き使用できます。

※ 変更手続は必要ありません。

※ 自家用プレジャーボートの免税軽油使用者証の有効期限は、上記にかかわらず令和7(2025)年3月31日です。

(例)

使用者証交付年月日	: R 4 . 5 . 1	} 経過措置により、 23ヶ月分を交付	} 読替後、13ヶ月を 合算し3年間有効 とします。
使用者証記載有効期限	: R 6 . 3 . 31		
	↓ 13ヶ月延長		
(読替後の)有効期限	: <u>R 7 . 4 . 30</u>		

【ご注意ください】

◆ 免税証使用上の注意

- ・ 免税軽油の引取りと免税証は原則引換えです。あらかじめ販売店に免税証を預けたりしないでください。
- ・ 免税軽油は、免税証に記載されている販売店で購入してください。購入先を変更する場合には、県税事務所で変更の手続きが必要になります。

◆ 免税証を交付できない者

- ・ 免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられた日から2年を経過しない者
- ・ 国税又は地方税の滞納処分を受け、2年を経過しない者
- ・ 国税、地方税等の規定により、罰金以上の刑を受け、3年を経過しない者
- ・ 報告書を提出しない者

※ その他の詳細については、

お近くの県税事務所にご確認ください。



問 い 合 わ せ 先	電 話 番 号
〒321-0974 宇都宮市竹林町1030-2 宇都宮県税事務所 課税部 個人課税課	028-626-3017
〒322-0068 鹿沼市今宮町1664-1 鹿沼県税事務所 課税課	0289-62-6202
〒321-4398 真岡市荒町116-1 真岡県税事務所 課税課	0285-82-2136
〒328-8504 栃木市神田町6-6 栃木県税事務所 軽油引取税調査担当	0282-23-6882
〒329-2163 矢板市鹿島町20-22 矢板県税事務所 課税課	0287-43-2173
〒324-8551 大田原市本町2-2828-4 大田原県税事務所 課税課	0287-23-4172
〒327-8503 佐野市堀米町607 安足県税事務所 課税課	0283-23-1458
〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 税務課 課税・収税担当	028-623-2105